

令和2年度岡崎市社会福祉法人等指導監査結果

1. 指導監査実施件数

区分		社会福祉法人			社会福祉施設		
		対象数	監査計画数	監査実施数	対象数	監査計画数	監査実施数
障がい福祉関係	R2	4	1	1	5	5	3
老人福祉関係	R2	6	3	2	28	28	21
児童福祉関係	R2	19	7	7	19	19	19
その他	R2	2	0	0	3	3	3
合計	R2	31	11	10	55	55	46

2. 指導・指摘件数

指摘等内容		法人運営	事業・管理	会計管理	その他 (充実計画・情報公表等)	施設(事業)運営	職員処遇	利用者等処遇	計
文書指摘件数	R2	13	0	82	1	3	0	0	99

3 監査領域ごとの主な指導・指摘事項

(1) 法人運営

- ・評議員、理事の就任承諾書は全員から受領し、就任の意思の確認をすること。
- ・評議員会の日時及び場所等は理事会の決議により定めること。
- ・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ること。
- ・理事会について、決議の省略をする場合は、提案者も含め、理事全員から同意の意思表示を徴すること。

(2) 事業/管理

- ・特になし。

(3) 会計管理

- ・予算は事業年度開始前に編成すること。
- ・予算を超過して執行する科目がある場合は、補正または流用等の適正な手続きを取ること。
- ・決算については毎会計年度終了後3か月以内に社会福祉法に記す計算書類等を作成し、理事会の承認を受け、評議員会で決議すること。
- ・収納した現金が経理規程で定める期限までに預金へ入金されていない事例がみられたため、改めること。
- ・小口現金の取扱いについて、残高と帳簿が一致していなかったため、適正に処理すること。
- ・小口現金は立替のないよう事前に渡すこと。
- ・物品購入において、個人のクレジットカードを使用していたため改めること。
- ・クレジットカードの使途や管理方法について、規程等を整備するとともに内部牽制の確立を図ること。
- ・契約の締結
10万円以上の予算の執行にあたっては、2者以上の見積書の徴取、契約伺い、契約書(100万円以下は請書可)の作成を行うこと。
契約担当者への委任が行われていないにもかかわらず、理事長以外の者が契約している事例が認められたため、是正すること。

- ・財産目録に記載されている金額が残高証明書の金額と相違しているため、適正に処理すること。
- ・国庫補助金等特別積立金とすべき助成金当については適切に積み立てること。
- ・注記の「担保に供している資産」を記載すること。
- ・寄附金については寄附者の意向に沿って処理すること。
- ・寄附物品の受入れについて、寄附金の場合は領収書、寄附物品の場合は受領書を発行すること。
- ・寄附物品は、即日消費するものを除いて収入計上し、当該物品の用途目的に応じて支出科目に計上すること。

(4) その他

- ・ホームページ公表の定款は直近のものとする。

(5) 施設(事業)運営

- ・特定個人情報の取扱いに関する誓約書について、取扱者全員の誓約書を備えること。
- ・管理規程が改正されていないため、改正の手続きを進めること。

(6) 職員処遇

- ・特になし

(7) 利用者(入所者)等処遇

- ・特になし